

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和8年3月11日（水曜日）		
開 会	午前10時2分	閉 会	午後2時12分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未	議事係主任	福田 佳菜
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聡 長寿社会課鳥取市中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 柘谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 地域医療総合支援副センター長 網谷 憲治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 経営改革室長 木村 年宏 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時2分 開会

◆勝田鮮二委員長 それではただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、まず、市立病院の先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて令和8年度の当初予算の質疑を行います。その後、福祉部の先議分以外の議案審査、当初予算の質疑という流れ

としております。明日の健康こども部も同様に進めてまいります。なお、令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジュメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知おきください。

【市立病院】

◆勝田鮮二委員長 それでは市立病院の議案審査に入ります前に平野病院事業管理者に挨拶をいただきたいと思っております。平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 事業管理者平野です。よろしくお願ひします。先ほど委員長のほうから東日本の話が出て、今日の挨拶にちょっと盛り込もうかなと思つたら既に黙祷つていう状況になりました。あと、今日現在でもまだ2,500名余りの方がまだ行方が分かっていないということで大変残念な状況です。早く解決、解決がいつになるかも分かりませんが、早く身元が分かるような展開になればいいなという具合に思っております。ここ数日、気温の寒暖差、朝は2度、3度というような、どえらい寒い展開で、今、病院からこの役所に来るとき、車に乗ってきたんですけど、駐車場について出たら割と日が当たって、上半身は暖かいけど、下半身がえらい寒いと、この部屋もそんな感じでございますけど、十分体のほうには皆様気をつけていただけたらなという具合に思っております。

本日は、議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について、それから福祉保健分科会におきまして議案第22号令和8年度鳥取市病院事業会計予算の質疑、予算のほうは質疑までのようですが、2案についてせんだって、2週間前、2月25日に概要は大体説明はしておりますので、それについて御審議いただけたらありがたいなという具合に思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。それでは議案審査に入ります。先議分以外につきましては前回の委員会で説明をいただいております。

議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

◆西尾彰仁委員 委員長、いいですか。

◆勝田鮮二委員長 はい、どうぞ。

◆西尾彰仁委員 はい。ちょっと前は説明だけだったので聞けなかったんですけども、この手数料で若干上がっていくということで、これは適正な額に、軽微な上昇じゃないかなと思うんですが、鳥取の東部の中央病院だとか、生協だとか、日赤なんかはこの手数料なんかはどのようになっているのか、もし知っておられれば教えていただけないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。御質問の東部の他病院の状況なんですけど、まず、先回

の資料の11ページ、別表第1を御覧いただければと思います。上のほうから行きますと死体検案処置料等については県立中央病院と更新後の額は同額ですし、人間ドック、セットドックにつきましては当院が6万8,200円に対して県立中央病院が7万2,655円、日赤が7万800円というふうに、ほかの病院に比べても当院のほうが改正後も安いという状況です。その下の健康診断につきましては県立中央病院と同額というふうになっていますし、次のページの別表第2の診断書料及び証明書料もほぼほぼ県立中央病院と同額で、消費税の切上げ等の関係で若干高くなっておりますが、ほぼ変わらないような額ですし、赤十字病院さんについては同じ種類の文書料、ここまでたくさんの種類の文書の料金はホームページ等で公表されていないんですが、同じものと比べましても当院のほうが若干抑えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。若干安い、また、ほぼ同じだということでございます。了解いたしました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 まず、セットドックのこの脳ドックをプラスして6万8,200円、去年の9月に人間ドックを引き上げて4万6,200円、その辺の脳ドックの算定根拠を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。はい。言われましたとおり、去年の9月議会で人間ドックの料金を4万4,000円から4万6,200円に改めさせていただきました。このたび、それに加えて脳ドックの料金も改定したのなんですが、改定前の当院の脳ドックの料金は税込みで2万900円だったんですが、他院の県立中央病院とか、赤十字病院等の料金は中央病院さんが2万6,455円、赤十字病院が2万4,600円、鳥取生協病院さんが2万2,000円ということで、その中でも当院が一番金額は安かったんですけど、試算としましては診療報酬の算定額に基づいて試算しますと大体2万900円になって、それが今の金額と同額なんですけど、ほかの病院さんとの状況も鑑みて、周辺の病院の中で一番安い生協病院さんと同額の2万2,000円に改定させていただいております。合わせまして6万8,200円というふうにしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 もう1つ、診断書料の改正なんですけど、これはいつから改正をしてなかったんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 医事課長谷口です。消費税の額が変わったタイミングでその消費税分は改定していたんですけど、それ以外のものにつきましては平成7年の3月以降改定は行っておりませんので、大体30年間変えていないことになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。文書料は30年ぶりの改正だということ、それから人間ドックのセットドックで他院と比べて高くない料金設定だということ、それは理解をいたします。しかし、昨年

に続いて今回ということで、今、することなのかなというふうに思います。全体で増額分 256 万円という見込みですので、僅かと言えば僅かかもしれないですけども、市民の病院ということで鋭意努力をしてください、

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。反対か賛成か、ちょっと最初に言ってください。

◆岩永安子委員 はい。引上げには反対です。引き続き鋭意努力をしていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 私は賛成のほうで討論させていただきます。ほかの病院と比べても、長いこと上げてなかったっていうこともあるし、この時代、一気にまた、ためとって上げるというようなことはやっぱり好ましくないという中で、適正な引上げ料ではないかなと私は考えるところでございますので賛成いたします。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 賛成で討論させていただきます。むしろ県中とか、日赤よりも同じか安いという状況のほうがどちらかというと違和感を感じたものでありまして、むしろ同額か、あるいはそれよりも上げてもいいぐらいではなからうかと、それは当然、市立病院の健全な経営をやはり図るためのものであります。もう1つ付け加えて、もう1つ思うことなんですけど、このたび料金を上げたからといって来年上げれないというのではなくて、やはりその都度その都度見直して、こういった料金っていうのは早いタイミングで上げるものは上げるという形で、次に上げるようなことがあったとしても躊躇なくといいますか、経営実態を見ながら判断して経営されていただけだと思います。賛成でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第57号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それでは福祉保健委員会を一旦休憩し、予算審査特別委員会福祉保健分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午前10時15分 休憩

福祉保健委員会に切替え 午前11時29分 再開

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それではただいまから福祉保健委員会を再開いたします。本日の日程でございますが、まず、福祉部の先議分以外の質疑、討論、採決を行い、続いて令和8年度の当初予算の質疑を行います。令和8年度当初予算につきましては予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により配布のレジユメのとおり、福祉保健委員会と予算審査特別委員会福祉保健分科会の切替えを行いますので御承知ください。それでは初めに蔵増福祉部長に挨拶をいただきたいと思います。蔵増部長。

○蔵増祐子福祉部長 福祉部の蔵増でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。本

日の福祉保健委員会で御審査いただきますのは、2月25日の委員会で御説明を申し上げました附議案の4件でございます。その後の予算審査特別委員会福祉保健分科会におきましては、来年度の当初予算につきまして御審議いただくということとなります。前回の分科会で一般会計と特別会計の福祉部で所管する部分の主な事業につきましては御説明をさせていただいているところでございます。本日質問いただきますことにつきましては簡潔にお答えができるように努めさせていただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いたします。

◆勝田鮮二委員長 それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いたします。

議案第47号鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは議案第47号鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。財産は土地と建物ですか。

◆勝田鮮二分科会長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。このたび廃止する大杖の老人憩の家は建物と土地と両方になります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 よろしいでしょうか。そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第47号鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第48号鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは、続きまして議案第48号鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。災害弔慰金の改正内容の規定の中での配偶者の定義の部分について質問をさせていただきます。この条文の中によりますと婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含み、婚姻の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあったものを除くというふうな形で定義してあるところなんですけども、これに対しての国によりますところのこの決め方ですけども、ガイドラインであったりとか、あるいは本市の判断基準というものはありますか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。判断基準を本市で特に定めてい

るということではなくて、やはり申出によりそういった事実関係を確認するといったことになろうかと思います。ただ、実はこのいわゆる同性パートナーというようなことも、このたびの災害弔慰金には該当になるという法律の解釈をとということが、国が方針を示されまして、本市におきましても鳥取県が行っております安心ファミリーシップ制度、これによっていわゆるパートナーだということの届出をされたということが確認できれば、本市においても災害弔慰金の対象にするといったような取扱いを新たにしたところでございます。そういったこと以外のいわゆる事実上婚姻関係にあるかどうかというようなことは、やはり聞き取りにより1つずつ判断していくものになるだろうということでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。今、次長のほうがおっしゃられましたその同性パートナーに対するものもここに含まれるということなんですけど、これの今回の資料の中には、配偶者の定義を明記するということだけのことでありまして、それがさらにその同性パートナーという、また別の次元の話が入ってきているわけなんですけど、それをここで書かなかったことはなぜ書かなかったんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。まず、国のほうの解釈として弔慰金は対象にするという解釈が示されました。そのことをこの条例にまた盛り込むかどうかというのは、また、それぞれの自治体の判断ということになっておりまして、今、本市におきましては、そのことを条例に明記しなくても国の解釈でできるということで一旦は、この国が定義をしておりました、いわゆる事実婚、いわゆる事実婚というのは定義をすることによって、パートナーシップ制度みたいなのも同様に扱うという、いわゆる解釈で対応しようということでこのたびは明記はしてないということでございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 実は私も日本海新聞を見まして、そうことなんだということがあえてびっくりしたんですね。その日本海新聞の中では、24の市でまだ、未検討だというふうなことも記事の中には書いてありました。さらには、これ、共同通信さんの調査によるものとあったんですが、この共同通信の調査というものは本市に対してありましたでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。岡田実委員御紹介のとおり、本市にも取材がございました。その取材を受けましたのが1月に取材が、一斉に調査がございまして、本市も回答しております。そのときに、ここにも、新聞にも記事にも紹介がありますように、本市はその時点では検討中ということで回答をさせていただいております。

ただ、もうその直後にその先ほど御紹介しました県の安心ファミリーシップの制度、これの適用になる項目として災害弔慰金というものを追加をすぐ直後にさせていただきまして、それはホームページにも掲載したりして、対応はたまたま取材があってタイミングとちょうどぴったし合ったんですけども、直後にはファミリーシップ制度の該当になるというような対応を取らせていただいております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。分かりました。一応今回の本市によりますところの、その一部改正の中には、その同性パートナーも含むと。同性パートナーの判断につきましては安心ファミリーシップによる届出、あれ、届出っていうんですかね、届出があった方を同性パートナーという災害弔慰金の支給の対象として判断していかれるということで、今、お伺いいたしました。

もう1つ、婚姻、同性ではないところなんですけども、婚姻関係と同様の事情に合ったものというのはどのように判断されていかれますでしょうか。要は、婚姻届が出ていなくても非常にその個人情報に近い内容になってきまして、現状はですね、その辺り届出とはあるんですが、届けられたときに、だから、うちの本市の判断基準というふうに最初に質問で申し上げたわけなんですけども、この条例を4月1日に施行した後に、急にやってきて職員さんとかが判断困るようなことがあってはいけませんので、これ、条例化するに当たって、既にそういった情報を決めようとしていたのか、どのように判断するというふうに、今時点では考えておられますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。まずは、いわゆる住民票、住民登録にどういふふうに届出をされているのかというようなことがまずは判断材料の一つになるのではないかといいふうには考えております。単なる同居人なのか、そういった夫、妻なんですけど、未届けというような形での、いわゆる世帯主との続柄をどういふふうに届けられるのかというようなことがまずは一つの判断基準になると思いますし、あとは、それぞれの例えば災害弔慰金であれば、私どものほうがこれまでのそういった生活の状況であるとか、そういった事実上婚姻関係にあったかどうかというようなことをやはり聞き取りをして判断することになるだろうというふうに思います。具体的な判断基準というものは今の時点では定めてないというのが実態でございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。

◆岡田 実委員 分かりました。もう一つ、改正後の条例の中の第4条の第3項ですか、遺族が遠隔地にある場合、その他の事情によりというふうな形で遠隔地であったとしても、諸事情によればその方を遺族というふうに認めることができるというふうにここ、あるんですけど、ここはどのような解釈、先ほどの御答弁の中と整合させた上でどのように解釈したらよろしいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 地域福祉課山内でございます。まず、親族の範囲というのを、先ほど配偶者から子、父母というような順序を定めておまして、まずは、いわゆる災害弔慰金の該当になる亡くなられた方との続き柄、あるいは生計、同一だったかどうかということ順次判断をしていきます。例えば、亡くなった当時に一緒に生活、おられる方がいなかったとしてもここにおられる続柄の該当の方がいらっしゃれば、その方を対象にするということになります。ただ、兄弟姉妹に関しては誰もいらっしゃらない上で一緒に亡くなられた当時に生計を一にされていた、同一生計だったということでないと兄弟姉妹は対象にならないということ

でございます。

◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。確認させていただきました。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 反対の立場で討論といたしますか、お話をさせていただきたいと思います。この内容は、国のほうが法を定めたものを今度、本市において条例化させていこうとするものなんですけども、まだ、国のほうが明確なガイドラインというものが出ていないようなところもあると思います。そして、先ほど次長のほうからの御答弁もあったように本市の中でどのような方を本当に救っていくのかと、弔慰金をお支払いしていくのかというところの明確なものが今、決まっていない段階で条例だけを先行させるということは非常によくはないじゃないかと思えます。

ですので、今後の事務手続の複雑化を避けるためにも、具体的な国または本市のガイドラインが必要であると思います。今段階でそれが無いということで、私は反対をさせていただきます。それからもう一つ、同性パートナーへの支給についても同様なんですけども、具体的に国のほうが、確かに同性パートナーの方も含めるとはあったんですが、どのように判断するかというふうな国レベルのガイドラインというものが必要でもあると思いますし、先ほど本市においては申請のあった方を認めるとはあったんですが、国レベルのものもないようなこともありますし、または今後、議論していく同性パートナーについては今後また、議論をしていくこともあると思いますので、今回のこの条例の上げにつきましては反対とさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 賛成の立場で討論させていただきます。先ほど反対討論もありましたけれども、確かに国からのガイドラインがまだ、明確ではないという点はあるかもしれませんが、災害はいつ起こるか分かりません。本市で今できる範囲の条例をしっかりと持っておくことがそのときのまた、判断になるということもありますので、国のガイドラインが出て合わないところがあればまた、改正する余地もあると思いますので、このことについては今現在、了とできるような内容だというふうに私は考えます。

特に、事実上婚姻関係というところですけども、そういった裏づけの国からのがないかもしれないけれども、例えば、生活保護の申請する場合でも、そういった事実上この一戸の家の中でという、また、そういった範囲もありますのでそういったことも含めて言えば、全く判断できない内容ではないというふうに思いますので賛成したいというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 はい。賛成の立場で。まず、災害に遭われた方への弔慰金ということですから、まずはとにかく早く細かくといたしましょうか、いろんなところに網羅するよというのが目的だと思うんで、その際にまた、条例を改正されたということです。また、いろいろ状況変わってくれば大変かもしれないんですけども、また、条例を変えていくことで対応していくことは適切な措置だと思いますので、今回の一部改正も賛成という立場で討論させていただきます。以上

です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 賛成の立場で発言します。規定の明確化ということが目的です。地方自治として判断をしてこのようにつけ加えられるということだと思います。それから、書いてないけど、県の安心ファミリーパートナーシップによるものの届出を含むということを担当課で基準として持っておられるということも聞きましたので、国の判断基準ということでも明確にされたものだというので改正を賛成したいと思います。

◆勝田鮮二委員長 それではそのほかございますか。ございませんか。それでは討論を終結します。これより議案第48号鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 この49号は国民健康保険料がこの結果によって上がるという議案です。今、資料を配らしていただいたのは、運営協議会の資料です。そこに諮問が出されて答申が出てこういう形で保険料が変わってくるということが議案として議会に出されているものです。まず、今回の令和8年度の改定の現行と比べて、どれくらいになるのかということの数値が出されており、料率や金額の引上げの考え方について聞きます。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。このたびの保険料率の改定の金額とそれから考え方という御質問だったと思います。まず、金額につきましては、以前お配りをしています資料2の7ページを御覧いただきたいと思います。先般、2月25日に御説明をさせていただきましたが、国民健康保険条例の一部改正についての中の2の主な改正の内容の（2）のところですが、国民健康保険の運営協議会の答申を踏まえて保険料率を以下のとおりとするということで、このたびの改定の料率と金額ということでよろしかったでしょうか。まず、1番目の基礎賦課額、これ医療分と申しておりますが、これにつきましては所得割が現行が6.1%を6.5%、それから被保険者均等割が現行で2万900円のところを2万2,500円、世帯別平等割が現行は2万2,000円のところを2万2,500円、そして介護納付金分につきましては現行が2.2%のところを2.5%、そして被保険者均等割は現行が9,200円のところを9,600円、世帯別平等割は現行が7,000円のところを7,100円としております。

それでもう1つこの下に、子ども・子育て支援納付金分、これは令和8年度から新設をされたものでして、これについては、所得割が0.28%、被保険者均等割が1,000円、18歳以上被保険者均等割は100円、世帯別平等割が1,000円となっております。ここには記載してありませんが、後期高齢者支援金分という、区分がもう1つありまして、それについては、現行の保険

料率のままとさせていただくように考えております。これが改定の金額と料率でして、この考え方ということでしたが、国民健康保険運営協議会に諮問させていただいて、答申をいただいた結果を尊重しておりますけれども、国民健康保険運営協議会での議論につきましては、考え方というのはその諮問の内容の考え方ということで、すみません。岩永議員さん、よろしかったでしょうか。そうしますと諮問につきましてはここに資料はございませんが、

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今回改定をしたこの料率をどう考えてこういうふうにしたのかっていうこと。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、ちょっと質問の意図が、どの部分をどう質問しているのかっていうの、ちょっともう少し明確にしてもらえませんか。

◆岩永安子委員 今回 6.5%、こういう金額に決めました。この金額に決めた根拠というか、についてです。

◆勝田鮮二委員長 基礎賦課額の根拠ということでよろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。私の質問が悪くて申し訳ありません。もう一遍質問し直しさせていただきます。運営協議会で3つの案が出されたということが質疑の中でもあったと思います。それで、その運営協議会での討論、協議を経て、今回こういう金額に決まってきております。それで、私は本当に運営協議会での議論を聞いておりました。皆さんが本当に国保料を引き上げる結果になったことについて、いろいろ逡巡があったということは聞いていて本当に思いました。今日、資料を配らせていただいたのは、その運営協議会の中で3つの案が出されて、今回、議論の中でこのように決まってきました。この3つの案というのは、いろんなところに3つの案が出ているんですが、例えば1ページのところでいきますと、保険料収入が3つの案で計算した場合の比較が書かれています。保険料収入が最初の箱の中でこういうふうになって、1人当たりは括弧でこうなりますよということが書かれています。

それからめくっていただいて3ページ、3ページの保険料率の試算というところを見ていただくと、3つの案が出されましたが、それぞれ所得割、均等割、平等割というところで少しずつ変わっていますが、こういうふうの違いのあるものですよということが出されています。ちなみに案3というのが現行です。令和7年度の保険料率と同じものです。その3つで、例えばモデル世帯で保険料を試算すると次の参考、3ページの下半分がモデル世帯による保険料がどれくらいになるのかということが書かれています。2人家族、68歳夫婦の場合は7割軽減の世帯になるので、現行の案3でいけば2万7,100円だけど、今回提案されている案でいくと2万8,200円に上がりますよと。それから4人家族、例3ですけど、それでいくと現行は37万9,500円だけど、40万1,000円に上がりますよと。

子ども・子育て支援金分は別にプラスになります。大きい表です。A3の表を見ていただくと、令和7年の決算見込みが一番左側に書いてあって、案1、案2、案3、案3が現行です。それぞれ令和8年がこういうふうになるじゃないかなということで試算がされています。それで、こういうことが運営協議会で資料として出されて説明をされました。質問変えます。運営協議会にこの3つの案を提示した当局の考え方について教えてください。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。国民健康保険運営協議会へ、この今議員がおっしゃった案1、案2、案3という3つの案を示したのはなぜかという御質問だったと思います。国民健康保険運営協議会は法令及び条例において設置をしております、この委員の方というのは、被保険者代表の方、それから公益代表の方、それから保険医、薬剤師代表の方、そして被用者保険の方、この4つの区分から御出席をいただいております、それぞれの立場で御意見をいただいているところです。

令和8年度の国民健康保険事業の運営につきましては、県へ納める納付金が約2億3,000万円増となったことや、それから今後被保険者の減少を見込んでいるところ、そして1人当たりの医療費の増、そしてこのたびから子ども・子育て支援金が新設されること、また、物価高騰による市民生活の状況など、こういった様々な状況を踏まえて、その据置きと上げの3案、3つの案を示させていただいて、委員の皆様からそれぞれのお立場で御意見をいただいて、御審議いただきたいというふうに考えたということです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。物価高騰の状況から考えたら、案3だけでよかったんじゃないかなって思うんですけど、納付金が2億3,000万円増えたんですけど、子ども・子育て支援金分が1億ですから、国保の純粋な納付金として増えたのは1億3,000万円ということによろしいですね。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。令和8年度の県へ納める納付金ですが、県より示されている見込みとしましては、医療分、これが約1億6,000万円の増、そして後期高齢者支援金分が約2億2,000万円の減、そして介護納付金分が550万円の減、そして新設される子ども・子育て支援金分が約1億円の増というところでして、純粋なその医療分につきましては約1億6,000万円の増ということになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。そういう状況の中で、提案された中で審議がされて、それで、収支見込みのこの大きい表を見ていただくと、まず、一番左に令和7年度の決算見込みがあるんですが、これは、ほぼ大きな誤差はないというふうに今のところ見たらよろしいですか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。令和7年度の決算見込みですけれども、これは、この国民健康保険運営協議会へ諮問させていただくためのそういった会議の説明資料として1月時点で、それまでの決算というか、状況、保険料収入であるとか、納付金、そして保険給付費など、その時点で見込んだものでして、これにつきましてはまだ確定した数字ではございませんが、1月時点ではこういった見込みを出させていただいているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 1月時点では、ほぼこういうことで、令和8年度以降の予算が立てれる、基本になるものだっていうことなんですよ。令和7年度の収支差額は2億8,000万プラスがあっ

て、これが繰越金ということで、それぞれ令和8年度のところの繰越金に生かされているということだと思います。この資料を、私あまり数字得意じゃないんですけど、見たときに、案3、これ現行どおりの保険料なんですね。これで収支差額がマイナスの5,468万4,000円なんです。国保財政は27億の保険料が入ってくる事業なわけですよ。その中で、令和7年度どおりで試算をすると、マイナス5,468万円で県への納付金が支払うことができるという状況だというふうに見ました。

運営協議会で審議がされましたけど、運営協議会でも念を押されたことは、私たちは決めるんじゃないですよと、今回、国保料上げるということになったけども、それは議会を通して決めることですよというふうに答弁もあったと思います。公募の委員さんは国保の方です。ほかの3区分の皆さん方は、国保の方ではない方は多いじゃないかと、専門職の方々でした。それで、本当に保険料を上げるということになりますので、今回、こんな資料も出さしてもらったり、運営協議会での議論の経過とか、お話をさせてもらったりしました。マイナス5,468万4,000円という赤字の程度であれば、毎年、毎年、国保は保険料を決めていきます。協議していきます。ですので、こういう物価高の中で、この案3の程度のことであれば、私はわざわざ改定をしなくてもやっつけていける金額でないかというふうに思います。意見です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。加嶋です。じゃあ、私も意見させてもらっておきましょうか。過去、基金取崩しっていうことでも財源が不足するっていうようなことが鳥取市は経験されて、その反省に今あると思います。2009年ですか、平成21年でどうしたかっていうと、翌年度の会計を前借りするって繰上げ充用ですか、されたというようなことがあって、何かやっぱり赤字収支の差引きの赤字ってことは注視しないとイケない。それで最近でいうと令和5年度ですか、コロナ禍の状況で繰り上げることがふさわしくないだろうという判断の下、基金を取り崩して見送ったと、それがその翌年にやはりきます。今、またそこにきていて据え置いたり、上げたり、据え置いたり、上げたりのような繰り返しで、なるべく据え置きをしたい状況ではあるんだけど、どうしてこうかということで、案を示しながら考えていただいたと。

県が示す所得割7.13%っていうようなものに急にすると本当に均等割りも上がってしまうしというところ、3案を示して分かりやすくなるべく努めたところだと思いますが、岩永委員が言われるように委員さんの予備知識とか、基礎知識のところに配慮して提案の説明は苦慮しないとイケないというところはおっしゃるとおりだとは思いますが、その上でも運営協議会で出た意見がこうで、我々議会は議会の視点で見ていく必要があるんで、必ずしも同じ視点に寄り添うっていうことではなくて、それぞれの議員が自分の意見を言えばいい場だとは思いますが、私、開政の意見の中ではなるべくなら据え置くことがふさわしいんだけど、それでも低所得世帯、多人数世帯への負担感を苦慮しながら出てきた今回の運営協議会を支持するというような意見であります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 はい。この協議会での資料見させていただきまして、委員さんたちがこの何を見てどのような審議をされたのかなということが少し理解できたかなと思います。先ほどお

話があったように、令和8年では第3案は5,400万余りということの赤字なんですけども、今度そのまま行くと令和10年になると、赤字がこの1案に比べたらすごく大きいというふうに思うんですけども、そうしますと、どっかでそれに合うように、追いつくように上げるよりは少しずつ上げていくっていうのも、もしかしたら運営協議会では検討があったのかなっていうふうに推察しております。

それから、確かに私たちはこの協議会に出てないので、どのような意見が出たかはよくは分かってないんですけども、先ほど紹介があった、私たちが決めるんじゃないんですよとか、国保料上げるとなったら議会が決めるんですよというお話があったんですけど、でも、議会が1から決めるわけではなくて、やはり資料の7ページにありますように（2）の国保運営協議会答申を踏まえというふうにありますので、あくまでもこの答申を踏まえてのこの私たちの議決になるんじゃないかなっていうふうに考えますと、この案の1案を選ばれたということも尊重して、どういうふうに考えられてこうなったのかなっていうことを今度理解していくっていうことも重要なことかなっていうふうに考えます。

質問なんですけども、これまでも質疑とかもあって、運営協議会の方々の御意見も紹介されていて、その中で、そのときに出された声を紹介してくださった部分があるんですけど、もう1回そこを教えていただいてもいいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。この1月22日に開催をした国民健康保険運営協議会の中で出た委員さんからの主な意見というところで、まず、委員さんからはできれば据え置いてほしいという御意見もありました。そして、そのほかに生活状況、市民の今の生活状況を考えると引き上げないほうがいいとは思いますが、この先の状況を見たときに、それが本当にいいんだろうかというような御意見もありました。また、その据え置いてほしいという御意見の方が、このまま据え置いても令和8年度は収支で、先ほど岩永議員から御紹介いただいたように5,400万赤字になると、そこについて基金を活用して据え置くということはどうでしょうかという御意見をいただいた中で、一方では、基金を使えばこの収支を先を見ても何年かは持つので、基金を取り崩していくという考えもないわけではないけれども、今後の収支の据置きを見ると保険料率を引き上げていかないと、国保財政が持たないというような御意見もいただきました。

また、これは医療の立場、現場の立場からでしたが、今後、医療費というのはどんどん上がっていくことは間違えないという御意見であったりとか、そういったことを考えると引上げをするのか、据え置きをするのかということも慎重に判断しないといけないよというような御意見であったり、あと、様々な御意見をいただいたところですが、やっぱり委員の皆さんも私たちが示させていただいた案を見て慎重に考えていただいた御意見だというふうに私は思っております。そういった御意見がありました。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 質問です。基金を取り崩したことはいつだったのか、それと据え置いたり上げたりって言われたんですけど、これいつ以来の引上げなのか、この2点教えてください。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。まず、2つ御質問をいただきました。1つは基金を取り崩したのはいつかという御質問でした。まず、平成30年度の都道府県化以降、今のこの国保の会計の仕組みになった以降では、令和5年度に国民健康保険運営準備基金を2億900万円取り崩して繰入れを行って収支の均衡を図ったことがあります。

それからもう1つの質問は引き上げたことがこれまでにあるかという御質問でした。今、お話しした平成30年度都道府県化以降では据え置きが続いておりまして、引き上げたことはありませんが、令和3年度には保険料率の引下げを行ったという状況です。先ほど加嶋議員のほうから御紹介いただいた平成30年度の都道府県化以前には、平成21年度に赤字になったというところで、その後、引上げという、大きな引上げを行ったということはございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今回大きな資料にも14億っていう基金があるということが資料に載っております。8年9年10年と試算がされていますが、私が言ったのは令和8年、今年度マイナス5,400万ということはあくまで計画であるわけだし、財政の中で消化できることではないかなというふうに思ったことです。基金のもちろん取り崩して当座やれるということも十分考えられることだと思います。9年度10年度については、さらに新規が毎年されていくんでないかというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 1点でよろしいですか。そのほかございますか。平野委員どうぞ。

◆平野真理子委員 今の岩永委員の御意見の中で、ちょっと質問させていただきたいんですけども、そうしますと、3案の令和8年で、この9年10年上がっていていますけども、何が上がっておるかという差引き収支ですね。そうすると、これが3年後には変わっていくかもしれないしとなれば、また、案1案2も変わっていくかもしれないしということにもなるので、ここだけが特別変わるわけではなくて、同じような考え方もっていくっていうふうな考え方がなと思うんですけど、どうですか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。案3は現行の両立で、今後の特別会計の推計を出させていただいておりますが、今後の状況、例えば納付金が増えていくとか、それから医療費が増えていくとか、そういった状況で9年10年が変わっていくというのは案1も案2も同じ条件です。

◆勝田鮮二委員長 関連で、岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 関連って言いましょうか。単純に赤字予算組むべきではないと思います。それだけです。ずっと予想が出ておるわけですけども、変化していくわけですし、次年度から少ない赤字だからいいだろうという予算はどうかというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 意見でいいですよ。そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。意見が続いているようなちょっと質疑いたします。2点、保険料の収納率が分るかどうか、1つと、もう1つは、今回3万229人で令和8年度の被保険者数というけども、今後も毎年人口動態を見ていくと800人ずつぐらい国保の加入者は減っていく状況

であるのか確認して、その1,000人から2,000人の間が後期高齢に移つられて、新しく国保に入られる方は1,000人ぐらいなので、もう800人ぐらいが減っていくというふうな動態、私は見たんですけども、その辺の数字の確認を2点お願いします。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。加嶋議員から2点、御質問をいただきました。まず、1つ目が収納率ですが、令和6年度の収納率としまして現年度分、現年度の賦課分ですが、96.17%です。そして被保険者数の推移ということですが、後期高齢者への移行で、団塊の世代への移行は令和7年でおおむね移行が終わりまして、それまでは1,000人ずつぐらいが後期高齢者へ移行していつておりまして、国保の被保も1,000人単位で毎年減少しているという状況でしたが、今後につきましても人口減少に伴って500人～800人ぐらいのおおむねそのぐらい被保険者が減っていくであろうというふうに想定をしております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。意見です。加入者が増える見込みがない中で、より苦しい会計上見通しを持たないといけないというところも運営協議会の方には人口動態のグラフというか、何か数字が見えるものでお伝えしてあげてほしいですし、収納率のほうですね、96%を高いと取るか、低いと取るかですけども、これが限りなく99%に近づくような方法を考えて、再度周知をしたり、葉書を送るというような経費をなくすことで、据え置きに近いといいますか、支出を抑えていくというようなことも1つ考えられるのかなと、頂くものを上げるのもそうなんだけれども、収納率がなぜ上がらないのか、この収納しやすい方法やお伝えしやすい方法を考える、葉書だけでなく、メールを登録していただいてメールアドレスに送れば通信料が削減できたりしますし、本当に爪に火をともしような改革かもしれないですけども、そういう単位でやっていくことも赤字を減らすことの1つだとは考えますので、意見しておきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。意見ですけども、私は、引き上げは妥当だと思っております。ただ、国民健康保険に入っておられる方というのは、自営業者の方とか、退職して後期高齢になるまでの間の方が多んじゃないかなと思っておりますが、さっき言われたように、背景として元気であれば働き続けたいという方も増えているということもこの社会保険に入られてね。国保には入られない、社会保険のほうが安いですし、そういう方もおられるし、人口減少、亡くなられる方もあつてのことが原因だと私はそう考えております。

それで、やっぱりうちの岡田議員も言いましたが国保の減る中でも、やっぱりマイナスを出すような予算を立てるとするのは、これは何ぼ国保の特別会計であってもよろしくはないのではないかなと思っております。つまり、全額は本人からもらつとるわけではないわけですし、やはりとんとん、もしくはもうちょっとね、これ1億1,000万ぐらい収支で出るということになっていきますけど、その辺りがどうかというのがありますが、やはりある程度、歳入と歳出が合うような余力を持っていくと、14億あるからと言っても使えばあつと間になくなってしまふわけで、これから増える要素もないし、物価高で医療費や購入費も上がってくるし、健康寿命もちょこちょこ延びたり、働き方改革で年金も出ん、だんだん66、67

とか延びていくわけですよ。

そうしたら働く人もどんどん高齢の方が増えていく中で、国保の特別会計が楽になるということはあるけど、見通しが効かないので、やはりここはしっかりと議論を答申もいただいているこの案が妥当な、それは県まで標準保険料率というのはどういうことか、こういうふうになっているのか、よく分からんのですけども、ここまでではなくても、今、答申が出されているこの医療分で6.5とか、均等割りの22,500円と妥当な金額での答申ではないかなと私は考えております。

こういう状態がどのくらい続くか分からんのですけども、しっかり私、国からもこういう地方、さっきの会議でも言いましたけど、地方がすぐに賃金が上がったりするわけでもない、国保の運営や後期高齢者も厳しいので、もっと国として、しっかりこの辺を、手当てをしていただける交付税を本当に増やしていただけたらというこれは思っています。意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。平成30年から確かに制度が変わったんですけど、基金は今までどういう考えで保有を増やしてこられたのかその考えについて教えてください。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。基金をこれまで積んできた14億、今ありますけども、ここまで積んできた考え方ということの御質問だったと思います。これは、現在は平成30年年度に都道府県化になる以前ですけれども、国のほうで基金について考え方が示されておりまして、その考えに基づいて基金を積んできているというか、基金の額は積んできているところですが、先ほどちょっと加嶋議員さんからも御紹介があったように、本市で平成21年度に国保会計の収支不足が生じて、当時保有していた国保の運営準備基金を全額取り崩して、それでも財源が不足をして翌年度の会計から繰上げ充用を実施したということがありました。

また、平成22年度、その翌年には赤字補填のために一般会計から多額の法定外の繰入れを行ったというような経緯があります。その際は、保険料についても平成22年、23年度、2年間続けて保険料率の引上げを行っております。そして、その引上げを行った、かなり大きく引き上げましたので、その後は安定した運営を続けてきておりまして、そういったことを踏まえて、やはり基金というものは一定程度積んでおかないといけないのではないかという考えの下、そしてその当時、国のほうが示しておられました考え方というか、そういったところを参考にとり、踏まえて基金を大体11億程度は積んでおく必要があるということで、そこまで基金を積み上げていき、そして現在は14億あるわけですが、その当時からまた状況もいろいろ変わってきているところではありますけれども、本市としても過去のそういった大変な状況を経験しておりますので、できるだけ基金というのは安定した運営を続けていくために不測の事態が生じたときのためということで、基金を積んでおきたいということでここまで基金を積んでおります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 保険給付費の5%でしたかね、国の、考え方が以前に示されたという、その金

額が11億円になるのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。岩永委員がおっしゃったように、過去3年平均の保険給付費の5%ということと併せて、国のほうでは予備費も療養給付費の5%を合わせて基金として、本市では予備費も1億ほどしか見込んでいませんのでその保険給付費の5%プラス予備費の分も含めて基金として積んでいるという状況です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 平成30年までの考え方だったかもしれませんが、30年以降もずっと大きな基金を積んできているわけです。そのことの有効的な活用は何なのかということをおね、やっぱり今考えるときではないかなって思います。

◆勝田鮮二委員長 意見でよろしいですか。平野委員。

◆平野真理子委員 今日配られた資料の中の保険料設定の方針について、1番なんですけど、①は県が算定する標準保険料率にできるだけ近づくようにということ、それを上回る料率ではないですし、②のこの低所得世帯から多人数世帯の負担感に配慮しながら料率を見直していくとあります。それで、今回この1案に答申が出ているわけなんですけども、この②についてはどのような配慮をしながら料率に合せていくというふうな考え方がありますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 保険年金課池上です。この保険料設定の方針を国民健康保険協議会の中で委員の皆さんでこういった方針について決めさせていただいて、委員の皆さんにも意見をいただきながらこういった方針でいこうということを決めさせていただいたものです。これはこのたびではなくて、以前からこういった方針でということに進んでおりますけれども、この②の低所得世帯、多人数世帯への負担感に配慮しながらというところで、まず、1つ目に国民健康保険料を決める中で、国民健康保険には世帯ごとで保険料額を決めることとなります。

その中で所得割だとか、均等割、平等割とありまして、まず、所得割というのは世帯の被保険者の所得に応じて計算をするものですし、均等割というのは世帯の被保険者数に応じて計算をしております。また、平等割は1世帯ごとに計算をするというものなんですけど、鳥取県が納付金を計算される際に応能割、応益割というこの割合がございまして、この割合を45対55というふうに県は決めておられるんですが、鳥取市は応能割、これが所得に応じる部分なんですけれども、ここの割合を県よりも少し高く設定をさせていただいております。これを48対52ぐらいに少し所得のほうの割合を多くして、ここは低所得世帯への配慮ということでそういうふうにしていただいておりますし、また、応益割のほう、このうちの均等割と平等割と割合がございまして、これは、鳥取県は70対30というふうにされているところを鳥取市では60対40というふうにして計算をしております。多人数世帯への配慮、家族が多い世帯には配慮をするという意味で、そういった割合を少し県の納付金を計算されるものより少し配慮をさせていただいていることが1つです。

あともう1つは、このたび、先ほどちょっとお話の中でもありましたが、県が標準保険料率というのを示しておられます。これは県へ納付金を納めるために、鳥取市はこれぐらいの料率

であればこの納付金を納めるのに安定した運営でいけるという数字を県が試算をされたものな
 んですけども、ここまで引き上げるとかなりな引上げということになりまして、今の現行の
 保険料率を見ていただくと分かるように、まだまだ県の標準保険料率とは差がありますので一
 度に上げるというのは被保険者の皆様にもとても負担が大きいというところもあって、運営協
 議会の中でもそういったところは議論の一つとして考えられたとこだと思います。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは質疑を終了します。討論はございますか。
 岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。国保世帯は、西尾議員も言われたように、社会保険、ほかの保険、

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員、まず反対か賛成か。

◆**岩永安子委員** はい。反対です。ほかの保険に入れない人が国保に入るとい形になります。

それから国が決めた減額をしないといけないという対象の方々が7割、5割、2割軽減の制度
 があるんですけど、その方々が全体の6割おられます。それで、年齢構成も半分は前期高齢者
 で半分が64才までの方という本当に収入が限られた方々が国保に入っているという状況にあ
 ります。ですので、先ほど赤字予算組むのは駄目だって言われましたけど、赤字予算しか組め
 ないときもあると思うんです。これ、まだ予算ですので実際どうなるか、もちろん令和8年自
 身がどうなるかも分かりません。令和7年もまだ決算が出ているわけではありません。基金も
 以前、国が考えを示した考え方以上に基金も今あります。今年、保険料を引き上げるとい
 うことではなくて、現状のままで基金を使って補填をするという形で引き上げないようにして
 いくという鳥取市政でないといけないんじゃないかというふうに思います。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** はい。私は賛成の立場で討論させていただきます。しっかり説明もいただいて、
 この県の示す割合も、これは、県はそれなりに欲しいわけですからペイできる金額を示された
 んだということも分かりました。それに赤字でもいいからというの、あったけど、やはり見込
 みとしてやっぱり赤字と見込めるような予算なり、その会計をするというのは、私はいかな
 ものかなと考えております。

それにちょっと前の話になると、平成21年、22年というのは人が足らんような時代でした。
 国や県も緊急雇用とかですね、市役所もたくさんの人を雇ったり、人が足らんというような状
 況で今とはちょっと違った状況の中で国保の人が増えたりして、その基金なんかを崩したとい
 う状況があって、今は賃金上昇なり、物価上昇によっていろんなものが、お金がかかってくる
 というちょっと背景が違う要因かなという思いはあります。それと国保も農業者とか、そうい
 う方もおられたりして、大方は社会保険に入られない方もあるけども、自営業でしっかり稼い
 どる方もおられるわけで、そういう私たち議員も、私も7万3,000円毎月払っておりますけ
 れども、やはりどっかの議員みたいに国保逃れで会社にというようなことはいけませんので、や
 はりこれは余談でしたが、しっかりやっぱり検討されていると私は思います。それでしっかり
 この運営協議会で諮問されて、妥当な引上げ率で出されているのではないかと感じますので、
 私は賛成をいたします。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆加嶋辰史副委員長 はい。加嶋です。賛成の立場で討論させていただきます。反対討論の中で赤字予算を組むこともあり得ると。そのまま、それも加味した上で据え置いたような運営ということも鳥取市政としてはあるべきじゃないかということがありましたけれども、国が示す財政の健全性の中に、国民健康保険運営準備基金の積立てというものがあつたと思います。そういったことを加味していくと、国が定めるルールに依らずに困ったときに交付金をお願いするとかいうことは、多分、筋が通らないのではないのかなと、国が定めている中でやって、やって、やり切ったけれども、それでもうまくいかないのではというのが国に求める最低限の条件ではないのかなというところが1つと、もう1つは、岩永委員からの発言もありましたけれども、ほかの保険に入れない方が国保の加入者であると、それで、国民健康保険すごくよく考えられた保険制度で、高額介護合算療養額を設定されていたりして、後期高齢との二重の負担が起きないようにしているからこうなんだと、もし両方で負担をされる方がおられて、両方に納めたら確かに黒字化に向かうかもしれないけど、そういうことではなくて、困った方が最低限の負担でとどまるような制度を設計した上でこういった金額が出てきて、健康な方がもしかしたら損というわけではないですけども、お医者さんにかかってない方は所得割に応じた金額を納めざるを得ないんですけども、それでもって病の方を支えるというすばらしい、世界的にも胸を張れる制度設計だとは思いますが、このたびの運営協議会から出た意見を踏まえて今回の改定については賛同するという意見として討論させていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 ほかございますか。それでは討論を終結します。これより議案第49号鳥取市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それでは暫時休憩します。再開は1時50分です。

午後12時50分 休憩

午後1時50分 再開

議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 それでは再開いたします。続いて議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 32ページから条例改正が書いてあって、今回のこの31ページにある税制改正で令和8年度の市民税が非課税となりますが、課税区分で算定したり、それから就労調整によって課税となる場合は、今まで非課税であった人は特例減免を行いますっていうようなことの改正を盛り込んだ条例改正になるわけですが、第8条とか9条の辺りの書きぶりが変わったりするのが今回の改正と関係する部分の条例改正なのかなと思ったりするんですが、ちょっとそこら辺を説明してください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。岩永議員がおっしゃるとおり、この8条

～9条のところが改正部分、該当する改正文のところになります。このたびこういった特例っていいですか、税制改正に伴う特例減免ということで今後も同じようなことがあるというわけではないので、規定上広くどういった場合でも減免がこの条文でできるようにというふうに考えまして、それで、条文としましては今回の特例減免に限った減免という書き方ではなくて、これまでの減免する根拠となる規定以外のものでもこれらに準ずるもので市長が認めるときとかいう表現にさせていただいているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 具体的に言うと第8条の（5）のところが、例えば特例減免する場合はここになるという理解でいいですか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。はい。委員さんおっしゃるとおり、この第8条で言えば（5）第5号のところの規定がそのものになります。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 第9条の（保険料減免）するところの項ですけど、（1）、（2）、（3）も全部変わるようになっているんですけど、ここもちょっと説明してやってください。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。第9条の1項の1号～2号、3号までにつきましては、これは前条の8条の改正に伴いまして、前条第1号～第4号までのいずれかに該当する者ということで、第8条にこれ、この新旧では省略されていますが、このところは、すみません。ちょっと確認します。後ほど答えさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。そのほかはなしということで。松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。すみません。これ新旧対照表しかついていなくて改正文がついていないので、分かりにくくて申し訳ございません。それぞれ第9条の第1項1号～3号までについては、字句の改正を行っておりまして例えば第1項につきましては新旧の新しいほうには条文が載っているんですけども、旧のほうの内容としましては前条第1項のいずれかに該当する者又は法第63条第1項の規定を受ける者というようなところを次の各号のいずれかに該当する者に改めたりしておりまして、条の中の言葉を改正させていただいてまして、新しく1号～3号までの規定を設けているものでございますので、旧のほうにはこういった各号がないんですけども、第9、新しいほうには1号～3号までの新しい各号を設けたという改正になっておりまして、この下線が引いてある1号～3号までについては、このたび新たに各号を設けたものでございます。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 第9条の1っていうのは、市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者又は法第63条の規定の適用を受ける者のうち、必要があると認められるものに対し、保険料を減免するというのは、その前の文章になるんですか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。その前の条文になるものです。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 この文、第1項というのかな、前文みたいな、これをさらに細分して1、2、3を規定しますよということでもいいですか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。はい。新たに各号を設けて規定をしたということです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 （1）っていうのは、第1号～4号までのいずれかに該当する者、前条、8条だね。8条の1項～4号、（1）～（4）ということかな、ですよ。に該当する人。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員、今のは質問になったんですか。はい、どうぞ。

◆岩永安子委員 なかなかよう分からなくて、第9条のさっき読み上げたのは、この1、2、3の上に書いてあるもので、保険料減免するっていう字句の改正で（1）、（2）、（3）が細分化して新しく加わったものっていう理解でいいですか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。これまで第9条につきましてはこういった各号を設けなくて、この今、各号で設けている括弧の、ちょっと括弧で呼ばせていただきますと（1）と（2）を本文の中に含めて1本で規定をしていたところなんです。このたびこの特例減免のことがありますので、新たにもう1つ条件が加わったために第9条のこの本文で（1）と（2）を定めていたものに、さらに及びとか並びにで（3）を加えるのではなくて、分かりやすいようにこの本文で規定するのを改めて各号で列記をして、条件が分かりやすく条文を整理したものでございます。

です。（1）と（2）については、これまでと同じ規定になります。このたびこの特例減免を設けましたので、（3）が新しく加わっているというところです。分かりにくくて大変申し訳ありません。資料がちょっと改正分がついていないのでちょっと分かりにくかったですけれども、新旧のほうで見ただけであればと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい、いいですね、岩永委員。どうぞ、岩永委員。

◆岩永安子委員 条文のことだったんですが、初めて65歳になりました。それでそういう人がこの税制改正で該当して非課税扱いになったりとかいうようなことが、初めて65歳、今まで介護保険料払ってなかったその人どうなるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。令和8年度に初めて65歳になられた方という方は、鳥取市に令和8年の1月1日時点、鳥取市に住所がある方は鳥取市が前年度のその方の税情報を持っておりまして、その方が前年度課税だったか非課税だったかということが判断できますので、同じように介護保険料を計算するときのこの特例減免の対象であったりというような、同じように前年度の税情報を基にこの特例減免等の適用をするというふうになっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 今まで鳥取市におられて、税金を前の年に課税なのか非課税なのかっていうことを基に考えると、計算するということです。前回この税制改正で課税から非課税になる人が500人おられるでないかというふうな報告があったと思うんですけど、影響額はというふうになるって考えておられるでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 松本次長。

○松本 縁次長兼長寿社会課長 長寿社会課松本です。今回の税制改正に伴う介護保険料の影響を遮断するということにつきまして、国のほうから試算が出ておりまして、保険料収入への影響額という粗い計算でということで推計値が出ております。全部の被保険者ベースで保険料収入の1%程度の影響が出るのではないかという可能性が示されているところです。

それで、これに基づきまして本市の介護保険料への影響というのを算定しますと、保険料収入が年間約40億になりますので、その1%ということで約4,000万の影響が出るというふうに見込んでいます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 もうありませんか、岩永委員。大丈夫ですか。分かりました。それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 税制改正は、

◆勝田鮮二委員長 反対か賛成を最初に。

◆岩永安子委員 反対です。せっかく税制改正で市民税が安くなるとかということが税制改正でもって出てくるという方もあるんだろうと思います。これ、考え方が保険料収入不足を防ぐ観点からってということしか考えてないんですね。7年度、8年度、6、7、8が旧期の介護保険計画の中で8年度の保険料収入不足を防ぐ観点からってということで、時々税制改正をやってのはやっぱり反映されるべきじゃないかなって思います。それを被保険者の側じゃなくって、保険者の収入不足を防ぐってということだけで、国がこういうことを考えたってことなんだと思います。それに従うってということだということなんですけど、大きな税制改正を受けてやっぱりきちんとその恩恵があるようにするべきじゃないかなというふうに思うので反対です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それではなしということで。それでは討論を終結します。これより議案第50号鳥取市介護保険条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆勝田鮮二委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それでは福祉保健委員会を一旦休憩し、予算審査特別委員会福祉保健分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会福祉保健分科会に切替え 午後2時12分 閉会

令和8年2月定例会

福祉保健委員会・予算審査特別委員会福祉保健分科会

日時：令和8年3月11日（水）

10:00～

場所：本庁舎7階全員協議会室

市立病院

-----《福祉保健委員会》-----

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・議案第57号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

-----《予算審査特別委員会福祉保健分科会》-----

【予算審査分：質疑】

- ・議案第22号 令和8年度鳥取市病院事業会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ

----- 《福祉保健委員会》 -----

1 議案（先議分以外）【質疑・討論・採決】

- ・ 議案第 47 号 鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 48 号 鳥取市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 49 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について
- ・ 議案第 50 号 鳥取市介護保険条例の一部改正について

----- 《予算審査特別委員会福祉保健分科会》 -----

【予算審査分：質疑】

- ・ 議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- ・ 議案第 9 号 令和 8 年度鳥取市国民健康保険費特別会計予算
- ・ 議案第 12 号 令和 8 年度鳥取市介護保険費特別会計予算
- ・ 議案第 16 号 令和 8 年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計予算

◎ 分科会長報告の取りまとめ